

平成 31 年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

配偶者及び配偶者特別控除の見直しについて

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しがされ、改正の内容はそれぞれ以下のとおりとなります。

【配偶者控除】

平成 31 年度より、配偶者控除の控除額が改正されたほか、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。

<改正前の配偶者控除額の一覧表>（平成 30 年度まで適用）

- ・控除対象配偶者

納税者の合計所得	住民税の控除額
上限なし	33 万円

- ・老人控除対象配偶者（平成 30 年 12 月 31 日現在において 70 歳以上の方）

納税者の合計所得	住民税の控除額
上限なし	38 万円

<改正後の配偶者控除額の一覧表>（平成 31 年度から適用）

- ・控除対象配偶者

納税者の合計所得	住民税の控除額
900 万円以下	33 万円
900 万円～950 万円以下	22 万円
950 万円～1000 万円以下	11 万円
1000 万円超	控除なし

- ・老人控除対象配偶者（平成 30 年 12 月 31 日現在において 70 歳以上の方）

納税者の合計所得	住民税の控除額
900 万円以下	38 万円
900 万円～950 万円以下	26 万円
950 万円～1000 万円以下	13 万円
1000 万円超	控除なし

【配偶者特別控除】

平成 31 年度より，配偶者特別控除の控除額が改正されたほか，対象となる配偶者の合計所得が 38 万円超 123 万円以下に変更されました。

<改正前の配偶者特別控除額の一覧表>（平成 30 年度まで適用）

配偶者の合計所得	<住民税控除額>	<住民税控除額>
	納税者の合計所得金額 1,000 万円以下	納税者の合計所得金額 1,000 万円超
38 万円超～40 万円未満	33 万円	控除なし
40 万円以上～45 万円未満	33 万円	控除なし
45 万円以上～50 万円未満	31 万円	控除なし
50 万円以上～55 万円未満	26 万円	控除なし
55 万円以上～60 万円未満	21 万円	控除なし
60 万円以上～65 万円未満	16 万円	控除なし
65 万円以上～70 万円未満	11 万円	控除なし
70 万円以上～75 万円未満	6 万円	控除なし
75 万円以上～76 万円未満	3 万円	控除なし
76 万円以上	控除なし	控除なし

<改正後の配偶者特別控除額の一覧表>（平成 31 年度から適用）

配偶者の 合計所得金額	<住民税控除額>	<住民税控除額>	<住民税控除額>	<住民税控除額>
	納税者の合計所得 900 万円以下	納税者の合計所得 900 万円超 950 万円以下	納税者の合計所得 950 万円超 1,000 万円以下	納税者の合計所得 1,000 万円超
38 万円超～ 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	控除なし
90 万円超～ 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	控除なし
95 万円超～ 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	控除なし
100 万円超～ 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	控除なし
105 万円超～ 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	控除なし
110 万円超～ 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	控除なし
115 万円超～ 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	控除なし
120 万円超～ 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	控除なし
123 万円超～	控除なし	控除なし	控除なし	控除なし